

# みんなで支える介護保険 介護保険制度が改正されます

## 主な内容

### ①介護保険料

令和3年度～5年度の介護保険料が決まりました。  
 ※令和3年度確定の年間保険料額については、7月に通知書を送付します。  
 ※介護サービスが必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう保険料の納付にご理解をお願いします。

### ②利用者負担上限額

負担上限額が44,400円であった方で、特に所得の高い方について、8月から段階ごとに上限額が変更します。

現行

令和3年8月利用分から

所得区分	上限額		所得区分	上限額
現役並み所得者※1	44,400円	細分化 →	年収約1,160万円～	140,100円
			年収約770万円～1,160万円	93,000円
			年収約383万円～770万円	44,400円
一般	44,400円	据え置き →	一般	44,400円
住民税非課税等	24,600円		住民税非課税等	24,600円
生活保護受給者等	15,000円		生活保護受給者等	15,000円

※1 現役並み所得者とは、同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者(65歳以上の方)がいて、その世帯の第1号被保険者の方の収入が単身世帯383万円以上、2人以上の世帯520万円以上の方

### ③介護保険負担限度額認定証

第3段階が細分化され食費の負担限度額が一部変更します。

現行

令和3年8月利用分から

利用者負担段階			利用者負担段階	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	据え置き →	第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉受給者、生活保護の受給者
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人		第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	細分化 →	第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人
			第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人

次の①②のいずれかに該当する場合、介護保険負担限度額認定証の対象にはなりません

現行

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者
- ②預貯金等が一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える



②が細分化

令和3年8月から

利用者負担段階に応じて預貯金等の基準が変更

- ②第1段階 預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- 第2段階 預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- 第3段階① 預貯金等が単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- 第3段階② 預貯金等が単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

食費の負担限度額の変更 令和3年8月から

- |       |          |            |       |          |            |
|-------|----------|------------|-------|----------|------------|
| 第2段階  | 短期入所サービス | 390円→600円  | 第3段階② | 施設サービス   | 1,360円(新設) |
| 第3段階① | 短期入所サービス | 1,000円(新設) |       | 短期入所サービス | 1,300円(新設) |

問合せ先 役場 民生課 内線187・158